

徳島県 トラック運送事業者 「持続可能な物流」促進事業

申請の手引き

～申請受付期間～

令和5年11月1日(水)～令和5年12月15日(金)

※消印有効

支援金額 事業用車両 1台につき

普通自動車

【緑ナンバー】

100・800ナンバー

42,000円

小型自動車

【緑ナンバー】

400ナンバー

21,000円

軽自動車

【黒ナンバー】

400ナンバー

9,000円

【申請先】

※書類の提出は郵送のみ(簡易書留に限る)

一般社団法人 徳島県トラック協会

(徳島県トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業事務局)

〒770-0003

徳島県徳島市北田宮2丁目14番50号

＜問い合わせ＞

【電話番号】088-632-8810

【問合せ時間】月曜日～金曜日(土日・祝日及び年末年始は除く)
9:00～16:30まで

1. 支援金の概要

1 趣旨

「持続可能な物流」の実現を図るため、燃油価格・物価高騰による厳しい経営状況の中、「GXの推進」や「物流の適正化」に取り組むトラック運送事業者を支援します。

2 支援金の対象者等

支援金の対象者及び対象車両は以下の条件を満たすこととします。

支援対象者
1) 徳島県内に本社又は支店・営業所等を有する中小企業者※であって、①・②のいずれかの許可を受けている者、又は③の届出を行っている者。 ① 一般貨物自動車運送事業者 ② 特定貨物自動車運送事業者 ③ 貨物軽自動車運送事業者
2) 令和5年10月1日時点で運送事業を営業しており、今後も継続する意思がある者。
3) 「GXの推進」につながる「エコドライブの実施」や「環境対応車の導入」及び、「物流の適正化」につながる「運送事業の効率化」や「標準的な運賃の導入検討」などに取り組む者。

※中小企業者の定義

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

対象車両
対象車両は①～④のいずれにも該当する車両。 ① 自ら走行する車両（被けん引車、霊柩限定車、二・三輪車、休車扱いの車両は対象外） ② 令和5年10月1日時点で、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所に登録されており、自動車検査証に記載されている有効期限満了日が申請日以降となっている。 ③ 運送事業に供する事業用自動車 ④ 交付対象事業者が所有（リース可）又は使用している自動車であり、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄が交付申請事業者と一致する。

3 支援金額

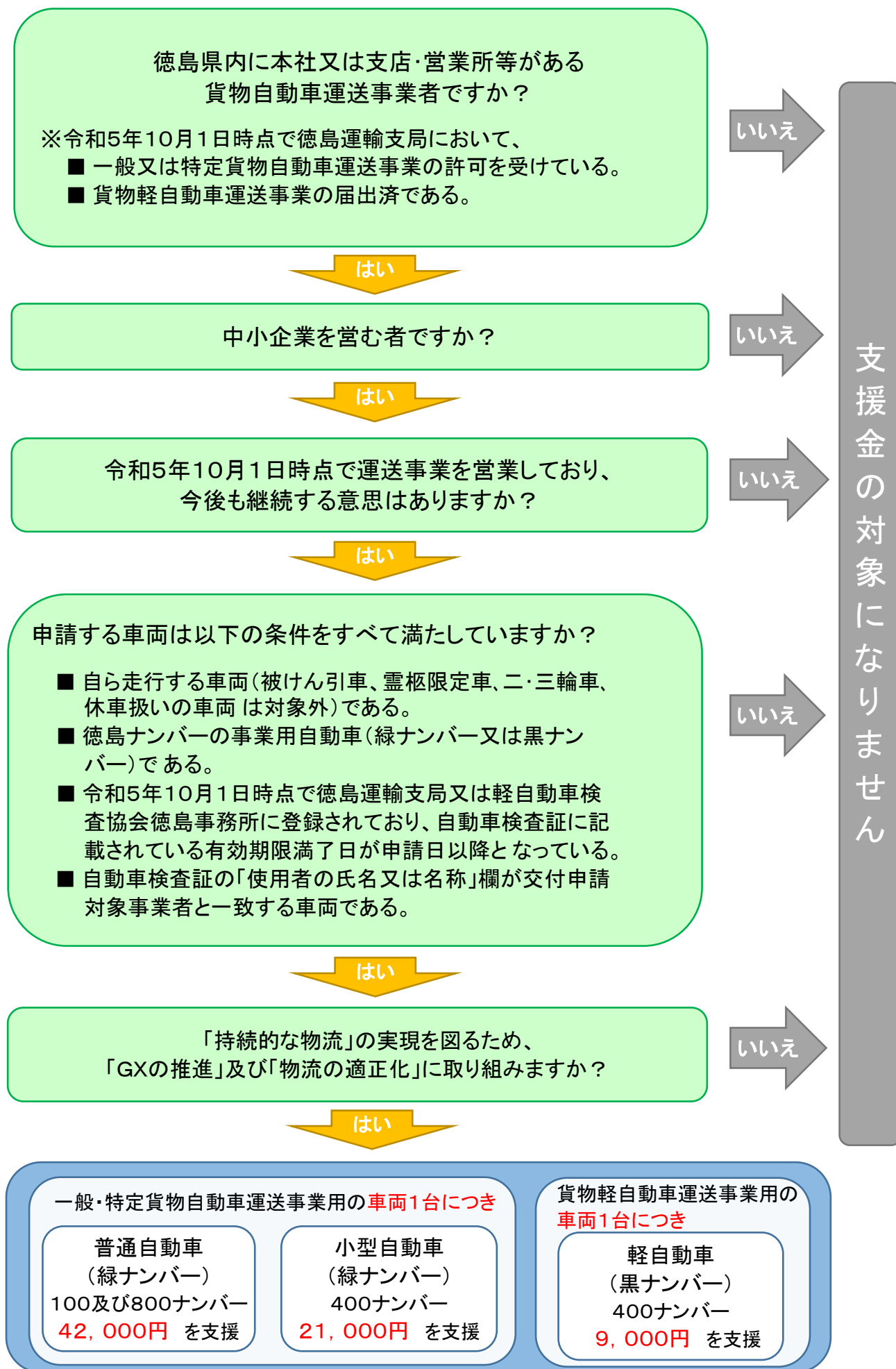
支援金額は、対象車両の種別に応じ、次の表のとおりです。

種 別	支援金（1台あたり）
■ 一般・特定貨物自動車運送事業者の用に供する車両 普通自動車（緑ナンバー）100及び800ナンバー	42,000円
小型自動車（緑ナンバー）400ナンバー	21,000円
■ 貨物軽自動車運送事業者の用に供する車両 軽自動車（黒ナンバー）400ナンバー	9,000円

※本事業では、「道路運送車両法」の種別を採用しており、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下を「小型自動車」、それ以上を「普通自動車」と定義します。

4 支援金対象フローチャート

支援金の対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

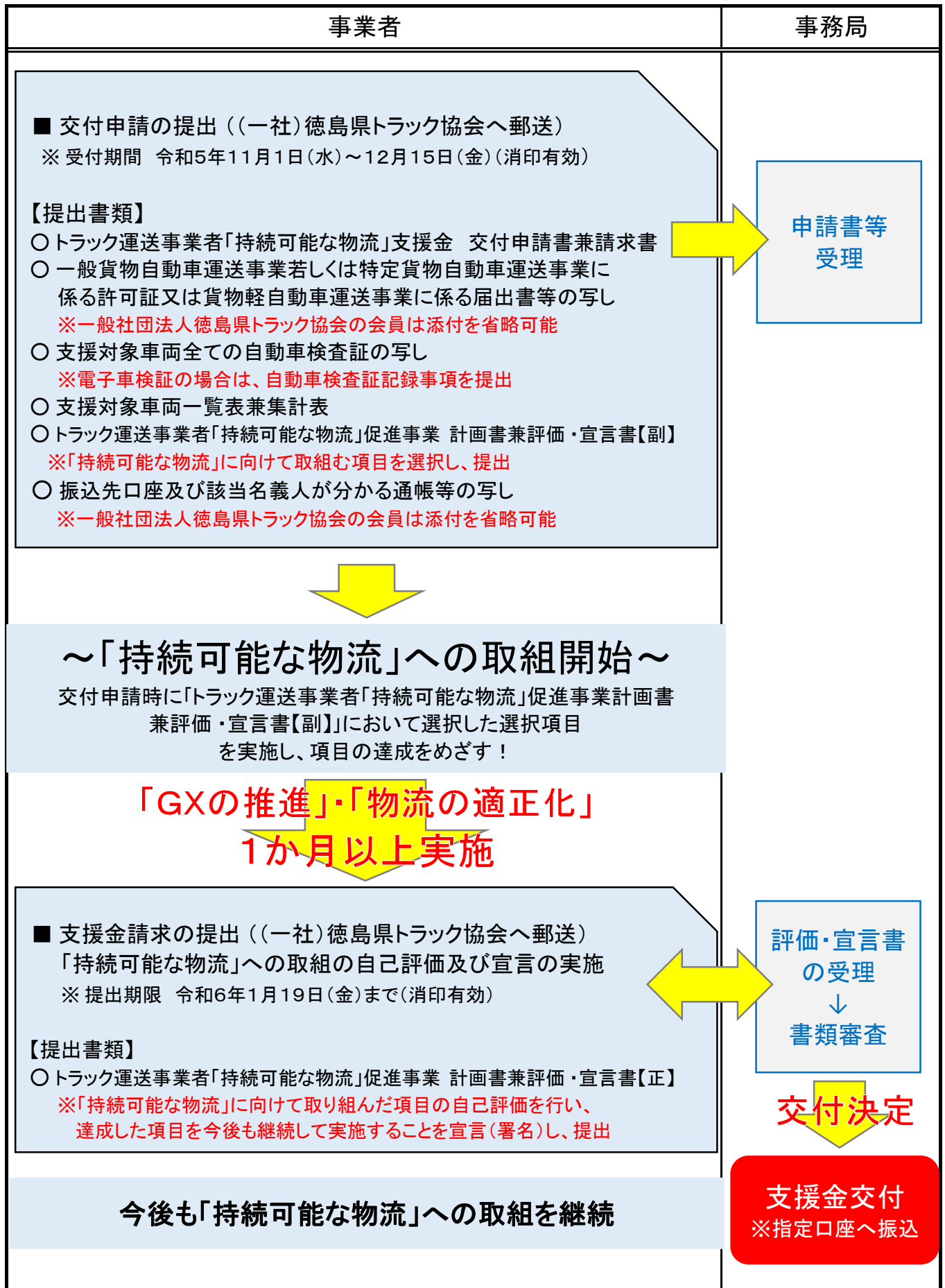


5 事業スケジュール

本支援事業における支援金受給までのフローチャートは次のとおりです。

なお、交付申請及び支援金請求に際しての書類提出は、**郵送のみ**となります。

※ 郵送先は表紙に記載しています。また、**簡易書留**に限ります。



2. 提出資料

1 提出資料一覧

次の書類を提出してください。

※ただし、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

なお、提出書類の返却はいたしませんので、控えとして、**必ずコピー等を行ってください。**

(添付の確認後、確認欄を☑してください。すべての項目に☑の印が必要です。)

時 期	提 出 書 類	備 考	確認欄
交付 申請時	① トラック運送事業者「持続可能な物流」支援金 交付申請書兼請求書	様式1号	☐
	② 振込先口座及び該当名義人が分かる通帳等の写し ※一般社団法人徳島県トラック協会の会員は添付を省略可能。		☐
	③ 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可証又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し ※上記の書類を紛失している場合、事業証明願いの写しでも可とする。 また、一般社団法人徳島県トラック協会の会員は添付を省略可能。		☐
	④ 支援対象車両全ての自動車検査証の写し ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項を提出。		☐
	⑤ 支援対象車両一覧表兼集計表	様式2号	☐
	⑥ トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業 計画書兼評価・宣言書【副】 ※ 当初計画として「持続可能な物流」に向けて取組む項目を選択したもの	様式3号	☐
支援金 請求時	⑦ トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業 計画書兼評価・宣言書【正】 ※「持続可能な物流」に向けて取組んだ項目の自己評価を行い、 達成した項目を今後も継続することを宣言(署名)したもの。 ※ 交付申請時に選択した項目(当初計画)以外であっても達成した項目 については自己評価の対象とすることができる。	様式3号	☐

<補足説明>

③ 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可証又は貨物軽自動車運送事業に係る届出書等の写し

- ・ 許可証又は届出書等の写しを紛失している場合、徳島運輸支局にて、事業証明願いを申請し、提出してください。

⑥⑦ トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業 計画書兼評価・宣言書

- ・ 2部(【正】と【副】)作成し、交付申請時には、選択項目をチェックしたもの(【副】とする。)を提出し、支援金請求時には、【副】の記載に加え、自己評価として達成項目をチェックし、達成項目を今後も継続して実施することを宣言(署名)したもの(【正】とする。)を提出してください。

2 トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業 計画書兼評価・宣言書

トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業に取り組む事業者は、計画書兼評価・宣言書(様式3号)を2部(以下、【正】【副】とする。)作成し、交付申請時に【副】を、支援金請求時に【正】を提出してください。

資料作成は、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者と、貨物軽自動車運送事業のみの方では提出書類の様式が異なります。

■ 交付申請時(当初計画)

① 「持続可能な物流」に向けての項目

小項目の中から実施可能な項目を選択して下さい。

交付申請には、

- ・ 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業を営業している方は**大項目「物流の適正化・生産性向上」から5項目以上かつ全項目から12項目以上**
- ・ 貨物軽自動車運送事業のみを営業している方は**大項目「物流の適正化・生産性向上」から3項目以上かつ全項目から6項目以上の選択が必要です。**

<記載内容>

1 計画書評価

「持続可能な物流」に向けた取組項目のうち、下記の選択項目(達成項目)について、取り組みます(取り組みました)。

※ 下記の選択項目の中から12項目以上を選択し、選択項目(請求時は達成項目)にチェックを記載してください。ただし、大項目の「物流の適正化・生産性向上」の中から5項目以上を選択してください。

大項目	小項目	交付申請時	支援金請求時
		【実施項目】	【実施項目】
① 環境保全のための仕組み・体制の整備	・ 従業員に対する環境教育	☐	☐
	・ 管理部門(事務所)の環境保全の推進	☐	☐
	・ 環境対応車の導入に向けた検討	☐	☐
エコドライブの実施	・ 各車両の燃費の把握	☐	☐
	・ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	☐	☐
	・ 適切なエアコンの使用	☐	☐
	・ 適切なアイドリングのストップ	☐	☐
	・ エコタイヤの導入(導入済み含む)	☐	☐
自動車の点検・整備	・ 点検・整備のための実施体制	☐	☐
	・ 適切なタイヤの空気圧の管理	☐	☐
	・ エアフィルターやエンジンオイルの適切な清掃・交換	☐	☐
経営改善	・ SDGsの理解促進	☐	☐
	・ 「ISO14001」又は「グリーン経営」の認証取得の取組	☐	☐
	・ 燃料サーチャージ制度の導入に向けた検討(導入済み含む) ※ メリット、デメリット等の検討	☐	☐
物流の適正化・生産性向上	・ 業務時間の把握・分析	☐	☐
	・ 長時間労働の抑制	☐	☐
	・ 荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握	☐	☐
	・ 物流システムや資機材(パレット等)の標準化	☐	☐
	・ 輸送の効率化の推進	☐	☐
	・ 渋滞を避け、余裕をもって出発	☐	☐
	・ 不要な荷物は積まない	☐	☐
	・ 労働環境の作業負担軽減等の検討	☐	☐
	・ モーダルシフト・モーダルコンビネーションの検討	☐	☐
	・ 標準的な運賃の導入に向けた検討(導入済み含む) ※ メリット、デメリット等の検討	☐	☐

～ 持続可能な物流に向け、各項目にチャレンジ ～

支援金の交付には、「物流の適正化・生産性向上」から5項目以上の達成かつ全項目から12項目以上の達成を必要とします！

2 宣言及び支援金請求

当社は、トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業 計画書兼評価書において取り組んだ達成項目について、今後も継続して実施していくことを宣言し、支援金を請求します。

署名 ④ _____
(代表者は個人事業者の氏名を記載してください。)

② 選択項目のチェック

実施可能と判断した項目について、当初計画【選択項目】欄にチェックを記載してください。

計画書兼評価・宣言書は2部(【正】【副】)作成し、申請時に一部【副】を提出してください。

※支援金請求時に【正】を提出

■ 支援金請求時(計画に対する自己評価)

③ 達成項目のチェック(自己評価の実施)

交付申請後、選択項目について一定期間(1か月以上)の取組みが実施できたと判断できた場合、達成項目欄にチェックを記載してください。

なお、交付申請時に選択した項目以外の項目についても、交付申請後取り組んだ場合は、達成項目として見なしますので、積極的にチェックを記載してください。

支援金請求には、

- ・ 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業を営業している方は**大項目「物流の適正化・生産性向上」から5項目以上かつ全項目から12項目以上**
- ・ 貨物軽自動車運送事業のみを営業している方は**大項目「物流の適正化・生産性向上」から3項目以上かつ全項目から6項目以上の達成が必要です。**

※計画書兼評価・宣言書は、【正】(選択項目及び達成項目のチェックを記載したもの)を提出してください。

④ 宣言書及び支援金請求

達成項目にてチェックした取組みについて、今後も継続して実施することを署名(代表又は個人事業者の氏名)にて宣言してください。また、この宣言が支援金の請求扱いとなります。

～「持続可能な物流」の内容について～

「持続可能な物流」は、「グリーン経営推進マニュアル」(公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ)、「物流改革に向けた政策パッケージ」(国土交通省)、「燃料サーチャージの導入に向けて」(国土交通省・全日本トラック協会)、「まるわかりトラック運送事業者の今すぐできるSDGs」(全日本トラック協会)等を参考に選定しています。



3. お問い合わせ

【連絡先】 一般社団法人 徳島県トラック協会
(徳島県トラック運送事業者「持続可能な物流」促進事業事務局)

【住 所】 〒770-0003
徳島県徳島市北田宮2丁目14番50号

【電話番号】 088-632-8810

【受付時間】 月曜日 ~ 金曜日まで (土日・祝日及び年末年始は除く)
9:00~16:30まで
※来所でのお問い合わせはご遠慮ください。
お問い合わせは電話でお願いします。

<詳しい情報はこちら>

専用ポータルサイト URL: <https://tokushima-truck.jp/>

県ホームページ URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/7210948/>